

# 第14回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 事業報告

主要な事業内容  
主要な事業所  
使用人の状況  
新株予約権等に関する事項  
会計監査人の状況  
業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
剰余金の配当等の決定に関する方針

## 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

## 計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

# 株式会社ユーザベース

上記事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しています。

(アドレス <https://www.uzabase.com/>)

(添付書類)

## 事業報告

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

##### ① SaaS事業

インターネットを通じ様々な経済情報を顧客に提供することの対価として、顧客から受領する毎月の利用料金を収入源とするサービス群をSaaS事業と位置付けています。

具体的には、企業・産業分析を行う際に必要となる情報（財務データ、知財データ、統計データ、分析レポートなど）を金融機関、各種事業会社、大学・研究機関等に対して提供し、顧客の事業戦略をサポートするWEB上のプラットフォーム「SPEEDA」、国内におけるスタートアップ企業のデータベースを提供し、顧客の事業戦略をサポートする「INITIAL」、B2Bビジネスのマーケティングを支援することで顧客の顧客戦略をサポートするプラットフォーム「FORCAS」、顧客の組織戦略をサポートするプロダクトである「NewsPicks Enterprise」、「NewsPicks Learning (法人版)」及び「Incubation Suite」等を提供しています。

##### ② NewsPicks事業

ソーシャル機能も兼ね備えた、経済ニュースプラットフォーム「NewsPicks」を提供しています。各種メディアの経済ニュース及び当社の編集・作成した記事をワンストップで閲覧することができます。また、各業界の専門家のコメントを閲覧したり、自分の意見を発言したり、ニュースを共有することができます。

有料会員からの定額利用料金及び広告の販売が主な収益源です。

(2) 主要な事業所（2021年12月31日現在）

① 当社

本 社：東京都港区六本木七丁目7番7号

支 社：西日本支社（大阪府大阪市）

駐在所：スリランカ民主社会主義共和国

② 子会社

上海優則倍思信息科技有限公司（中華人民共和国 上海市）

株式会社ミーミル（東京都千代田区）

株式会社ニューズピックス（東京都港区）

株式会社NewsPicks Studios（東京都港区）

株式会社アルファドライブ（東京都千代田区）

株式会社UB Ventures（東京都港区）

UBV Fund- I 投資事業有限責任組合（東京都港区）

UBV Fund- I Growth 投資事業有限責任組合（東京都港区）

Uzabase USA, Inc.（米国）

(3) 使用人の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
779 (82) 名	168名増 (27名増)

- (注) 1 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数です。
- 2 使用人数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）です。
- 3 前連結会計年度末比で168名増加していますが、SaaS事業及びNewsPicks事業の両事業におけるエンジニアの強化に加え営業機能、コーポレート機能強化等によるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
373 (35) 名	175名増 (9名増)	33歳	2.51年

- (注) 1 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数です。なお、海外現地採用社員68(臨時雇用社員4)名は含んでおりません。
- 2 使用人数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）です。
- 3 2021年4月1日において、完全子会社である株式会社INITIAL及び株式会社FORCASを吸収合併しております。両社の前事業年度末の使用人数（臨時従業員を含まない）は94名です。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2021年12月31日現在)

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日(取締役会)		2013年5月3日	2014年4月28日
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額		払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使価額		1個当たり840円 (1株当たり 70円)	1個当たり1,008円 (1株当たり 84円)
新株予約権の行使期間		2013年5月5日から 2023年5月3日まで	2014年5月1日から 2024年3月28日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 1	(注) 1
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数：9,124個 目的となる株式数：109,488株 保有者数：1名	新株予約権の数：33,010個 目的となる株式数：396,120株 保有者数：2名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数：一個 目的となる株式数：一株 保有者数：一名	新株予約権の数：一個 目的となる株式数：一株 保有者数：一名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数：一個 目的となる株式数：一株 保有者数：一名	新株予約権の数：一個 目的となる株式数：一株 保有者数：一名

(注) 1 第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
  - (2) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
  - (3) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
  - (4) 上記新株予約権の行使期間にかかわらず、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、第4回新株予約権は2015年5月5日以降に限り、第5回新株予約権は2016年5月1日以降に限り、権利を行使することができる。
  - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 2 第4回新株予約権及び第5回新株予約権は、2016年7月1日付で普通株式1株を3株、2017年7月1日付で普通株式1株を2株、2018年1月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されています。

		第11回新株予約権
発行決議日（取締役会）		2016年7月15日
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の払込金額		払込を要しない
新株予約権の行使価額		1個当たり3,504円 (1株当たり 292円)
新株予約権の行使期間		2016年7月20日から 2025年12月18日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 3
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数：2,600個 目的となる株式数：31,200株 保有者数：2名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数：一個 目的となる株式数：一株 保有者数：一名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数：一個 目的となる株式数：一株 保有者数：一名

(注) 3 第11回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員の内いずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
  - (2) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
  - (3) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員の内いずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
  - (4) 上記新株予約権の行使期間にかかわらず、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、2018年7月20日以降に限り、権利を行使することができる。
  - (5) 新株予約権者は、特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日の時価総額の平均値が、初めて500億円を超過した場合、当該特定の日以降に限り、権利を行使することができる。
  - (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 第11回新株予約権は、2017年7月1日付で普通株式1株を2株、2018年1月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されています。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
  - ③ その他新株予約権に関する重要事項  
該当事項はありません。

## (2) 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

和泉監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2021年3月25日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任致しました。

### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2 当社監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をしました。

3 当社の重要な子会社のうち、UBV Fund- I 投資事業有限責任組合及び上海優則倍思信息科技有限公司（中国 上海）については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。

### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

### (3) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「経済情報の力で、誰もがビジネスを楽しめる世界をつくる」を目指すとともに、「The 7 Values」を行動指針とした経営と制度等の整備に努めています。また、取締役及び執行役員による「チーム経営」をモットーとし、柔軟かつ最適な経営の布陣を可能とするとともに、相互に牽制の効く体制の整備に努めています。これらの経営方針の実現に向けて、適法かつ効率的に業務を執行する体制を整備し維持することが重要であるとの認識のもと、下記の通り「内部統制システムの基本方針」を定めました。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守を周知徹底する。
  - b. 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営の基本方針等を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
  - c. 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
  - d. 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。
  - e. 取締役の業務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査等委員会監査等基準に基づく監査の実施により確認する。
  - f. 他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査部門は、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査部門は、監査等委員会からの指揮命令系統も有するものとする。監査の結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、代表取締役及び監査等委員会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
  - g. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
  - h. 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして、内部通報制度ガイドラインに基づき内部通報制度を設置する。
  - i. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、保存及び管理する。保管期間中は必要に応じて取締役、会計監査人などが閲覧、複写可能な状態とする。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
  - a. 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。
  - b. リスク管理委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。
  - c. 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役会は経営計画、予算等を決定し、業績及び目標達成状況のレビューを行うために、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - b. 当社はバーチャルホールディングス制を採用し、事業部門毎に迅速な意思決定ができるよう権限を委譲するとともに、当社の業務執行取締役、執行役員、子会社の代表取締役（必要に応じて専門役員その他必要と認められたものを含む）が出席する会議を必要に応じて開催し、各々が管掌する事業部門及びグループ全体の経営と業務執行に関する重要事項を報告・共有する。
  - c. 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に定めるところによる。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. 関係会社管理規程に基づき、主要な子会社の重要な決議事項は当社取締役会にて審議承認又は報告を行う。国内子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。海外子会社については、現地法令等に基づき適宜規程、ガイドライン、及びハンドブック等を整備・運用するものとする。
  - b. リスク管理委員会は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、リスク管理規程に基づき適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。

- c. 子会社の取締役及び内部監査人には、原則として当社の取締役、執行役員、従業員を構成員に含めることにより企業集団内の情報伝達を推進し、当社及び子会社全体の業務の適正な遂行を確保する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、並びに当該従業員の他の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員以外の取締役は監査等委員会と補助すべき従業員の人数、資格等を協議のうえ、従業員を監査等委員会の補助にあたらせる。
  - b. 当該従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該従業員の、監査等委員会の職務の補助における指揮命令権は監査等委員会が有するものとし、当該従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 内部監査責任者は取締役会に陪席するほか、必要に応じて各事業部の経営メンバーで構成される会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等、重要会議に陪席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査等委員会に報告する。
  - b. 当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社又は子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備する。
  - c. 監査等委員会は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいづれでも当社及び子会社の取締役、内部監査人及び従業員に報告を求められることができる。監査等委員会から報告を求められた当社及び子会社の取締役、内部監査人及び従業員は、速やかに報告を行わなければならない。
  - d. 取締役及び従業員は内部通報制度により、監査等委員である取締役・内部監査責任者に報告を行うことができる。報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わない。これを内部通報制度ガイドラインに定めるものとする。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
  - b. 監査等委員会は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役と定期的に意見交換を行う体制とする。
  - c. 監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- ⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制
- a. 財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。
  - b. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
  - c. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムの基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下の通りです。

- ① コンプライアンス体制について
- ・企業理念として「The 7 Values」を定め、取締役及び従業員が「The 7 Values」の理念に則して行動することを求めるとともに、「The 7 Values」に基づいた「31の約束」と名付けた冊子（電子版含む）を全従業員に共有し、倫理や誠実性、自己規律の精神をこの中で定めています。
  - ・コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、各種コンプライアンス研修を実施し、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上に努めています。
  - ・コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を開催し、事案に応じて、常勤取締役、執行役員、子会社の取締役の中から適切な者が出席するとともに、オブザーバーとして内部監査責任者が出席し、当社におけるコンプライアンス向上に向けた課題等について議論を行っています。

- ・内部通報制度を整備の上、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めています。
- ② 取締役の職務の執行について
- ・取締役会は、15回開催され、取締役9名（うち、社外取締役5名）で構成されており、取締役会には必要に応じ各事業の取締役・執行役員から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っています。
  - ・社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っています。
- ③ 内部監査の実施について
- ・代表取締役直属の内部監査チームが、当社及び当社子会社を対象として内部監査を実施しています。内部監査の結果は、常勤取締役に適時に報告され、また、監査等委員会においても報告が行われています。
  - ・内部監査責任者は、取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っています。監査法人と連携した監査、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しています。
- ④ リスク管理体制について
- ・当社グループでは、市場、情報セキュリティ、環境、労務、プロダクトの品質等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程や情報セキュリティに関する規程を制定し、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしています。
- ⑤ 監査等委員会の職務の執行について
- ・監査等委員会は16回開催されています。監査等委員会は、社外監査等委員取締役3名で構成されており、代表取締役と必要に応じ会合を持ち、経営課題、監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査等委員会はいつでも常勤取締役及び従業員に対して事業の報告を求められるものとしています。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項各号に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。

当社は、更なる財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけています。そのため、現時点においては内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。しかしながら、当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討してまいらる方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期については未定です。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした事業原資として利用していく予定です。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,170	6,105	△7,478	△0	5,796
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	17	17			35
親会社株主に帰属する当期純利益			589		589
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1			1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	17	18	589	-	625
当期末残高	7,188	6,124	△6,889	△0	6,422

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△2	△21	△23	14	1,330	7,118
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						35
親会社株主に帰属する当期純利益						589
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28	69	98	△5	2,133	2,226
当期変動額合計	28	69	98	△5	2,133	2,851
当期末残高	26	47	74	9	3,464	9,970

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しています。

① 連結子会社の数 14社

② 連結子会社の名称

上海優則倍思信息科技有限公司

株式会社ミーミル

株式会社ニューズピックス

株式会社NewsPicks Studios

株式会社アルファドライブ

株式会社UB Ventures

UBV Fund- I 投資事業有限責任組合

UBV Fund- I Growth 投資事業有限責任組合

Uzabase USA, Inc.

他5社

当連結会計年度において、UBV Fund- I Growth 投資事業有限責任組合他1社は新規設立したため、連結の範囲に含めています。

また、株式会社INITIAL及び株式会社FORCASは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、他1社は解散したため、連結の範囲から除外しています。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しています。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物 4年

工具、器具及び備品 3～10年

###### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいています。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

###### ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しています。

###### ハ. 拠点撤退損失引当金

事業拠点からの撤退に伴い発生すると予想される損失に備えるため、将来発生見込額を計上しています。

##### ④ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円

貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、合理的な見積りに基づき15年以内のその効果が及ぶ期間にわたって、均等償却しています。

⑥ 在外子会社の会計処理基準

在外子会社の計算書類が、米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続上利用しています。また、連結決算上必要な修正を実施しています。

⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示していた「株式交付費償却」(前連結会計年度17百万円)は、当連結会計年度において、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、独立掲記しています。

また、前連結会計年度において、独立掲記していた営業外費用の「支払手数料」(当連結会計年度10百万円)は、当連結会計年度において、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、「その他」に含めて表示しています。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しています。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 1 投資有価証券の評価

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式等）	1,601百万円
投資有価証券（米国会計基準が適用される非上場株式）	660百万円

##### (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

###### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券であり、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときは、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き、相当の減損処理を行います。また、これらの株式について、投資先の超過収益力等を反映して財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で投資先の株式を取得している場合、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価に比べ著しく低下した場合には、相当の減損処理を行います。

米国会計基準が適用される非上場株式については、ASC321に基づき、観察可能価格の変動を識別した場合には、観察可能な取引が発生した日の公正価値をもって貸借対照表価額としています。また、減損の兆候に関する定性的な評価の結果、投資の公正価値が帳簿価額を下回ることを示す場合には、当該公正価値まで減損処理を行います。

###### ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資先企業に対する第三者が行ったファイナンス価格、足元のプロダクト、経営体制、資金繰り等の状況、KPI等の推移、投資実行時に見込んだ事業計画の達成状況に鑑みて投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、超過収益力の毀損の有無を判断しています。

###### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

投資有価証券の評価に当たっては、投資先の事業の状況や財務状態、経営環境等の変化及び事業計画に対する見積りの不確実性の影響を受け、これらの金額の見直しが必要となった場合は、翌連結会計年度において投資有価証券評価損が計上される可能性があります。

## 2 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 3,217百万円

### (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することが出来る範囲で計上しています。

#### ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、事業計画を基礎としています。

事業計画の策定に当たっては、足元の経営環境の状況、MRR (Monthly Recurring Revenueの略称。継続課金による月次収益) や解約率といった主要KPIの推移及びプロダクトへの成長投資の状況等を基礎として、これらに対する不確実性を考慮した将来の成長予測を主要な仮定としています。

なお、将来の成長予測に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的であり、重要な影響を与えるものではないと判断しています。

#### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受け、これらの金額の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において繰延税金資産の取崩及びそれに伴う税金費用が計上される可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

##### (1) 減損損失

NewsPicks事業において、国内拠点である「NewsPicks GINZA」からの撤退の決定に伴い、当該資産グループにおける固定資産の回収可能価額を零として、帳簿価額の全額を減損損失として計上しています。

##### (2) 拠点撤退損失引当金繰入額

NewsPicks事業において、国内拠点である「NewsPicks GINZA」からの撤退の決定に伴い、減損損失以外の損失見込額を、拠点撤退損失引当金繰入額として計上しています。

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首(株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計 年度末 (株)
普通株式	36,533,502	216,624	—	36,750,126

(注) 増加の内訳は、次のとおりです。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 216,624株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,800,928株

## 7. 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な運転資金を銀行借入及び社債発行により調達しています。また、一時的な余剰資金は預金で運用しています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

買掛金は、概ね1年以内の支払期日です。長期借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、長期借入金の返済日は決算日後、最長で6年後、社債の償還日は決算日後、最長で2年後です。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っています。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各グループ企業からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	10,613	10,613	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,147	1,147	－
(3) 投資有価証券	1,004	1,004	－
資産計	12,765	12,765	－
(1) 買掛金	484	484	－
(2) 未払法人税等	381	381	－
(3) 長期借入金（※）	3,841	3,842	0
(4) 社債（※）	174	173	△0
負債計	4,881	4,881	△0

（※）1年内返済予定の長期借入金・1年内償還予定の社債を含めています。

（注1）金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

なお、在外連結子会社の保有する非上場株式のうち、ASC321に基づき、観察可能価格の変動を識別し、観察可能な取引が発生した日の公正価値に基づき測定しているものが含まれています。

### 負 債

#### (1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

#### (3) 長期借入金、(4) 社債

長期借入金及び社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利

によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の新規借入又は新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	金額
非上場株式	1,437
新株予約権等	129
投資事業組合等への出資金	34

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,613	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,147	—	—	—
合計	11,760	—	—	—

(注4) 長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,218	1,023	780	657	137	24
社債	102	72	—	—	—	—
合計	1,320	1,095	780	657	137	24

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 176円79銭  
(2) 1株当たり当期純利益 16円07銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	7,170	7,125	7,125	△7,790	△7,790
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の 行使)	17	17	17		
当期純利益				491	491
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	17	17	17	491	491
当期末残高	7,188	7,142	7,142	△7,299	△7,299

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差額 等合計		
当期首残高	△0	6,504	△1	△1	14	6,517
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の 行使)		35				35
当期純利益		491				491
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)			17	17	△5	11
当期変動額合計	－	526	17	17	△5	537
当期末残高	△0	7,030	15	15	9	7,055

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物 4年

工具、器具及び備品 3年～10年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいています。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理をしています。

##### ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示していた「株式交付費償却」(前事業年度17百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しています。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	2,885百万円
--------	----------

### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	431百万円
短期金銭債務	236百万円

#### 5. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高

営業取引（収入）	7百万円
営業取引（支出）	468百万円
営業取引以外の取引（収入分）	543百万円

##### (2) 抱合せ株式消滅差益

連結子会社であった株式会社INITIALの吸収合併に伴い計上したものであります。

##### (3) 抱合せ株式消滅差損

連結子会社であった株式会社FORCASの吸収合併に伴い計上したものであります。

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	258株
------	------

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	3,881
減価償却超過額	30
資産除去債務	29
未払事業税	36
貸倒引当金	14
関係会社株式	22
その他	21
繰延税金資産小計	4,037
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,065
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△37
評価性引当額	△1,103
繰延税金資産合計	2,934
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△12
組織再編に伴う関係会社株式	△28
その他	△7
繰延税金負債合計	△48
繰延税金資産の純額	2,885

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ニューズピックス	所有直接100%	管理業務受託資金の貸付 役員の兼任	業務受託・設備の賃貸借(オフィスの間貸し)(注1)	208	その他の流動資産	61
子会社	株式会社ミーミル	所有直接100%	管理業務受託資金の貸付 役員の兼任	増資の引受(注2)	170	—	—
子会社	株式会社アルファドライブ	所有直接100%	管理業務受託資金の貸付	資金の貸付	180	関係会社短期貸付金	80
				利息の受取(注3)		0	—
子会社	Uzabase USA, Inc.	所有直接100%	業務受託役員の兼任	増資の引受(注2)	664	—	—
				業務の受託(注4)		107	その他の流動資産

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 管理業務の受託及びオフィスの間貸しを行っています。業務受託料につきましては、業務内容を勘案し、また、オフィス賃貸料については市場価格を勘案し、両社協議の上、合理的に決定しています。

2 増資の引受については、子会社が行った第三者割当増資を全額引き受けたものです。

3 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

4 業務受託料につきましては、人件費等を勘案し、両社協議の上、合理的に決定しています。

## 9. 企業結合等に関する注記

### 連結子会社の吸収合併

当社は、2020年12月17日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社FORCAS及び株式会社INITIALを吸収合併（以下、「本合併」という）することを決議しました。

本合併については、2020年12月17日に契約締結し、2021年3月25日開催の定時株主総会において承認決議され、2021年4月1日を効力発生日としています。

### (1) 取引の概要

#### ①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
株式会社FORCAS	B2B マーケティングエンジン「FORCAS」、セールスリサーチプラットフォーム「FORCAS Sales」の開発・運営
株式会社INITIAL	スタートアップデータベース「INITIAL」の開発・運営

#### ②企業結合日

2021年4月1日

#### ③企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、株式会社FORCAS及び株式会社INITIALを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

#### ④結合後企業の名称

株式会社ユーザベース

#### ⑤その他取引の概要に関する事項

B2B SaaS事業として統合的な経営体制を整備し、「One Uzabase」を実現するべくグループ横断での取り組みを始めており、本合併を以て、この事業統合をより強力に推進し、各事業の連携・成長を加速していくことを目的としています。

### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しています。

なお、本合併に伴い、抱合せ株式消滅差益72百万円を特別利益に、抱合せ株式消滅差損406百万円を特別損失に計上しています。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	191円73銭
(2) 1株当たり当期純利益	13円39銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。